

文化芸術・観光融合促進事業費補助金

募集要項

受付期間 令和6年4月1日～令和7年2月4日

令和6年4月

山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課

1. 事業概要

文化芸術活動と観光の融合による新たな賑わいの創出、さらには持続的な活動を支援するため、観光客を対象としたイベントの開催を支援します。

【対象者】

- ・旅館業法の規定する許可を受け県内で旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）を営む者（個人、団体）
- ・観光客を対象としたイベントを開催する者（個人、団体）

【対象事業】

令和6年4月1日から令和7年2月14日までの間に、山梨県内で観光客を対象に、文化芸術活動を行う方が出演するイベントで、宿泊施設で開催する事業または日本の伝統文化に関するイベントを開催する事業

申請受付期間：令和6年4月1日から令和7年2月4日まで

補助対象期間：令和6年4月1日から令和7年2月14日まで

【対象経費】

対象事業を行うための経費（出演料、施設使用料、運営委託料、消耗品費など）

【補助率及び補助額】

補助率 1/2

補助額 対象経費から入場料等及びその他の収入を控除した額（1事業（同一施設・同一出演者のイベント）あたり上限25万円、補助対象者あたり上限100万円）

2. 申請要件

（1）補助対象者

以下の①～③に該当する者を補助対象者とします。

- ①旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け県内で同法第2条第2項の旅館・ホテル業を営む者または同条第3項の簡易宿所営業を営む者（個人、法人格を有する団体）。
- ②観光客を対象としたイベントを開催する個人
- ③観光客を対象としたイベントの開催する団体であり、次の各号のいずれかに該当する団体。

ア 法人格を有する団体

- ・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 等
- ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）
- ・特定非営利活動法人

イ 法人格を有しない団体（権利能力なき社団）で、以下のa～cの全てについて明記されている定款もしくは定款に類する規約等を有する団体

- a 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。

b 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。

c 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

ただし、以下の①～⑥に該当する者は補助対象者から除きます。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- ④暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

（2）補助対象事業

①観光客を対象としたイベントの開催で、次のア又はイに該当するものとします。

ア 宿泊施設において実施するイベントであって、県内で文化芸術活動を行う者が主として出演する事業であること

イ 日本の伝統文化に関するイベントであって、県内で文化芸術活動を行う者が主として出演する事業であること

（「県内で」とは、県内在住者でなくとも、県内出身者など山梨にゆかりがある方を含みます）

（「日本の伝統文化」とは芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱（日本の伝統的な歌唱に限る））、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）、民俗芸能、生活文化（茶道、華道、書道、食文化）、日本画その他これらに準ずるものとします）

②上記イベントは、次のア～カまでの条件をすべて満たすものとします。

ア 山梨県内において実施すること

イ 国又は地方公共団体が主催する又は主催者の構成員でない事業であること。

ウ 宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでないこと。

エ 公序良俗に反するものでないこと。

オ 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他権利を侵害しないこと。

カ その他、法令等に違反しないこと。

上記に該当する補助対象事業であっても、以下の①～③のいずれかに該当する事業は補助対象とはなりません。

①展示物、制作物等の販売活動を主な目的とするもの

- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び第5項に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設で行う事業

（3）補助対象経費

補助事業者が補助対象事業を行うために負担する以下の表に掲げる経費とします。

補助対象経費	
項目	内容
出演料	文化芸術活動を行う個人・団体の出演料（源泉所得税は対象外）
使用料及び賃借料	会場使用料、機材・設備・備品等の賃借料など （イベント実施日以外の日々の会場使用料及び賃借料並びに補助事業者が自ら設置し又は管理する会場等の使用料は対象外）
委託料	会場設営及び運営に要する経費 舞台制作、音響・映像、舞台・展示運営等の業務に係る委託料など
人件費	当該事業に直接関わるスタッフの賃金等人件費 （補助事業者の職員等の人件費は対象外）
消耗品費	感染予防対策のための消毒液等、公演等で使用する文化芸術活動に直接必要な資材・材料等に係る経費、広報のためのチラシ・ポスター等に係る経費 （食料費、販売目的の物品及びイベント実施後に別の目的で使用できるものは対象外（例：電化製品等））
役務費	調律料、運搬費、通信費（広告宣伝に要するものに限る）参加者に対する賠償・損害保険料など

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令等により自治体からの要請を受けて事業を中止又は延期した場合のキャンセル料を含む。

3. 補助金額、補助率等

補助金額は、補助対象経費から入場料等及びその他の収入を控除した額で、予算の範囲内で審査により決定します。

補助率は補助対象経費合計額の1/2。

補助金額の上限は同一施設・同一出演者あたり25万円、補助対象者あたり100万円。

※交付申請額に補助の対象となる経費以外の経費が含まれている等、交付申請額の修正が必要な場合は、山梨県においてこれを修正し、交付決定を行うことがあります。

4. 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年2月14日まで

5. 申請手続等

(1) 申請受付期間

令和6年4月1日から令和7年2月4日まで

(2) 申請回数

申請回数に制限はありませんが、イベントの開催場所（施設）と出演者が同一であるイベントについては、25万円の交付を受けられるのは1回までとなります。ただし、同じイベント（同一施設・同一演者のイベント）であっても、1回25万円に満たない場合は、複数回申請することができます（原則は1回の申請の中で複数回分をまとめて申請すること）。なお、補助を受けられるのは、補助対象者あたり100万円までです。

(3) 申請に必要な書類

文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

（共通）

①（別紙1）誓約書

※様式、（別紙1）誓約書は、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課HP内の文化芸術・観光融合促進事業費補助金ページに掲載しています。

②イベントの概要がわかる書類

（申請者名が明記されている公演等のチラシ、Webサイト（申請者HP、観光情報サイト等）の公演等周知ページのコピー等）

※申請時にチラシの作成やWebサイト等での周知がされていない場合は、今後の周知方法を記載した書類を提出してください。

以下、補助対象者により申請に必要な書類が異なります。

（2.（1）①の「旅館業法に規定する許可を受け県内で旅館・ホテル業を営む者または同条第3項の簡易宿所営業を営む者（個人・法人）」に該当する場合）旅館業法上の許可を受けていることが確認できる書類の写し

（2.（1）②の「観光客を対象としたイベントを開催する個人」に該当する場合）申請者本人を証明する書類の写し（運転免許証（両面）等）

（2.（1）③の「観光客を対象としたイベントを開催する団体」のうち、法人格を有しない団体に該当する場合）

以下のア～ウの全てについて明記されている定款もしくは定款に類する規約等

ア 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。

イ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。

ウ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

(4) 提出方法

提出に際しては、郵送、持参または電子メールいずれの方法においても、イベント開始日の10日前までに山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課へ到達するようにしてください。

① 郵送又は持参

申請受付期間内に申請に必要な様式等をダウンロードし、印刷してご記入のうえ、他の必要な書類（コピー）とともに、封筒に「山梨県文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付申請書在中」と朱書きし、「特定記録」又は「簡易書留」など、配達記録される方法で下記まで郵送又は持参してください（当日消印有効）。なお、配達記録される方法によらない郵便での不着の責任は負えません。

なお、交付申請書等を手書きにより作成される場合は、黒又は青のボールペンを使用してください。消すことのできるボールペンの使用はできません。

【宛先】 400-8501

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課

【書類受付期間】

令和6年4月1日（月）から令和7年2月4日（火）まで
（土日祝日、12月28日～1月3日の期間を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

※電話等での対応についても上記のとおりとなります。

※HPにも申請方法やQ&Aを掲載していますので参考としてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/yuugouhojokin.html>

② 電子メール

申請受付期間内に申請に必要な書類を電子メールに添付し、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課の電子メールアドレス（bunka@pref.yamanashi.lg.jp）あてに送信してください（受付期間最終日の23時59分までに受信したもので有効）。

その際、メールの件名は「【申請】山梨県文化芸術・観光融合促進事業費補助金」とし、様式の電子ファイルは記入後そのままのファイル形式で保存して添付してください。

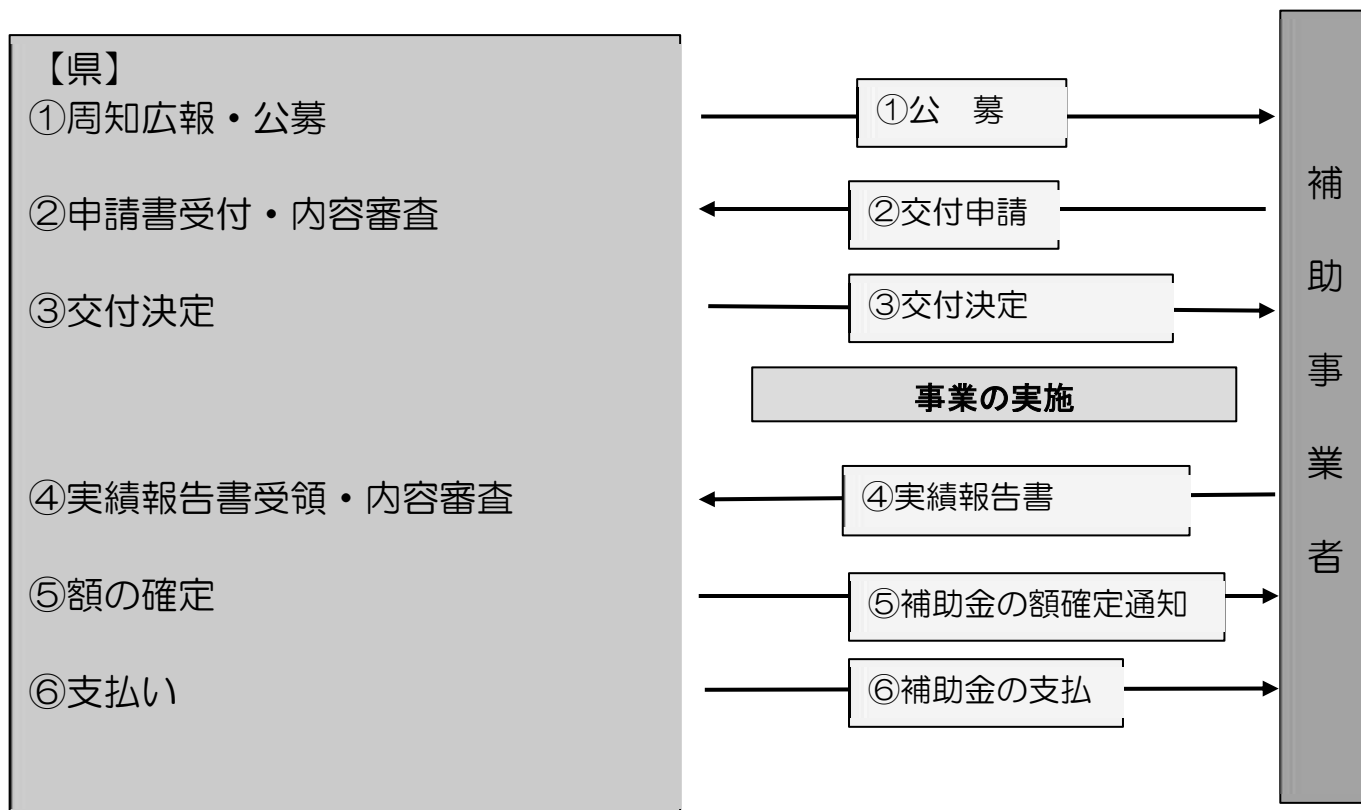
チラシ、パンフレットなどの紙の書類は、カメラ撮影、スキャン等により作成した文字等が読める鮮明なもので、「jpg」、「png」、「pdf」のいずれかの形式の電子ファイルとして添付してください。

※提出書類の内容について、問い合わせをさせていただくことがあります。提出書類についてはコピーを取る等、必ず、控えをお手元に保管してください。

※提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

※電子メールによる送信を行った場合、送信のあったメールアドレス宛に返信メールを送信します。電子メール送信後、返信メールが届かない場合は、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課まで御連絡をお願いします（055-223-1797）。なお、電子メール不着の責任は負えません。

(参考) 申請から補助金交付までの流れ



6. 審査及び交付決定

(1) 審査の方法

申請受付期間内に原則として先着順に、申請要件の審査を行ったうえで、交付を決定します。予算の上限に達した段階で審査を終了します。(終了時は、文化芸術・観光融合促進事業費補助金 Web ページに掲載します。)

(2) 交付決定

審査の結果、補助金を交付することが適当であると認められた場合は、交付決定を通知します。

なお、交付決定の段階では補助金は支払いません。申請書どおりの補助事業を実施し、事業終了後に実績報告書を提出する必要があります。

また、補助対象事業実施の際に、実地調査に伺うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

(3) 不交付決定

審査の結果補助金を交付することが適当でないと認められる場合は、不交付決定を通知します。

7. 事業内容・費用の変更等

(1) 事業の内容変更について

補助対象事業の内容、費用等に変更がある場合は、「文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る変更承認申請書（様式第3号）」を、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課へ提出し、承認を受けてください。ただし、

- ①補助対象経費における20%以内の経費の配分の変更
- ②補助事業の目的の達成に支障がなく、補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更に関してはこの限りではありません。

(2) 事業の中止について

補助対象事業を中止・廃止しようとする場合は、「文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る中止（廃止）承認申請書（様式第4号）」によりあらかじめ承認を受ける必要があります。

(3) 事業の遅延について

補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合は、「文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書（様式第5号）」を提出してください。

8. 実績報告及び補助金の支払い

(1) 実績報告に必要な書類

実績報告にあたっては、以下の書類が必要です。

- ①文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る実績報告書（様式第7号）
- ②経費の支払いが確認できる書類（以下のいずれか）
 - 領収書
 - 出演者や業者側からの請求書と、銀行振込を確認できる書類のセット
※領収書や請求書は、費用の明細が明記されたものを提出してください。
※補助事業との関連性がわからない領収書等は認められません。
- ③公演等の開催を行ったことを確認できる書類（広報のためのチラシやポスター、ホームページ、開催日の活動の写真等）
- ④補助金の振込先が分かる書類（金融機関名、支店名、預金口座の種別、口座番号、口座名義（フリガナ）が分かるもの）

※以下の記載事項に漏れがないかご確認ください。

- ①申請者と同じ氏名を記載（フルネーム。団体の場合は団体名及び代表者（例：〇〇株式会社代表取締役〇〇））
- ②領収年月日を全て記載
- ③金額の先頭に「¥」等を記載（例：¥100,000円）
- ④具体的な内容を記載（例：〇年〇月〇日の〇〇施設使用料）
- ⑤領収者名・印を記載（例：〇〇株式会社代表取締役〇〇）

（２）実績報告の方法

実績報告に必要な書類は、補助対象事業が完了した翌日から起算して30日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い期日までに、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課に提出してください。

提出方法は補助金交付申請書と同様、郵送、持参、電子メールとします（5.（4）提出方法を参照してください）。郵送の場合は、封筒に「山梨県文化芸術・観光融合促進事業費補助金実績報告書在中」と朱書きし、電子メールの場合は、件名を「【実績報告】山梨県文化芸術・観光融合促進事業費補助金」としてください。

（３）補助金の支払い

実績報告書等の内容について審査を行ったうえで適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し確定通知を行ったうえで、補助事業者から提出された振込先が分かる書類をもとに指定された金融機関口座へ令和7年3月31日までに振込により支払います。

実施された補助対象事業の内容が、交付申請書や変更承認申請書等に記載されていた内容と大きく異なる場合は、補助対象とならない場合があります。

9. 交付決定の取り消し

交付決定がされていても、以下のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消します。その場合、交付後であっても補助金を返還していただきます。

- ・補助対象者に該当しないことが判明したとき
- ・申請内容や報告内容、提出書類に偽りや不正があったとき
- ・補助対象事業が当該支援対象期間中に完了しないことが判明したとき
- ・実績報告の期日を過ぎ、令和7年3月31日までの支払いに支障をきたすとき
- ・偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき
- ・公序良俗に反する行為があると認められるとき
- ・補助対象事業の実施に際し法令に違反したとき
- ・感染症拡大防止等のため、補助対象事業を実施しないことが適当であると知事が認めた

とき

- ・このほか、補助金の支給が不相当と知事が認めるとき

10. 本事業にかかるスケジュール

本事業においてスケジュールは以下のとおりです。

- ・申請受付期間 令和6年4月1日～令和7年2月4日
- ・交付決定 申請書受付後順次
- ・事業実施期間 令和6年4月1日～令和7年2月14日
- ・実績報告期間 事業が完了した翌日から起算して30日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い期日まで
- ・額の確定 補助金支払実績報告書確認後

11. その他

- (1) 補助対象者は、事業に係る帳簿及び証拠書類をその完了日の属する年度の終了後5年間（令和13年3月31日まで）、山梨県からの求めがあった際には、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。
- (2) 本補助金の利用にあたっては、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱等の規定を遵守する必要がありますのでご注意ください。
- (3) 補助対象事業のチラシ、ポスター、プログラム等の印刷物やウェブサイトで、県の文化振興事業の補助金や助成事業の相談窓口である「ヤマナシクリエイターズリンク[YCL]」のロゴマークの使用が可能です。YCLの活動周知のため、ロゴマークを活用頂きますようお願い申し上げます。ロゴマークの種類やサイズ等の詳細は、別途ご案内します。

12. 本事業にかかる問い合わせ先

400-8501

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課

TEL：055-223-1797

FAX：055-223-1793

E-mail:bunka@pref.yamanashi.lg.jp